　用 語 の 解 説

参考資料　NO.6

○地域福祉

　すべての人々が人間として尊厳をもち、地域社会の一員として豊かな生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政、福祉関係者（機関）をはじめとするすべての者が協力しあい、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、共に生き、支え合う地域社会を形成するための取組みや仕組みづくり。

〇地域共生社会

　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。29年度制度改正により地域課題の解決力の強化や地域を基盤とする包括的支援の強化等が改革の骨格となっている。

〇SDGs（持続可能な開発目標）

　Sustainable　Development　Goalsの略。2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

〇フードバンク

　賞味期限内で安全に食べることができる食料品のうち、容器の破損などで販売することができない食品を企業から提供してもらったり、また、生産者や地域住民から無償で提供していただいた食料品を、突然の解雇や倒産、介護や病気による失職、災害、障がいやＤＶ被害などをきっかけとして生活困窮となった人などに、無償で食料を提供する支援活動。

○小地域（小地域福祉活動）

　さまざまな福祉サービスや福祉活動を実施するうえで、その活動が最も効果を発揮することができる地域住民の活動範囲。サービスや活動の種類によっては小学校区の範囲、中学校区の範囲、あるいは自治会ごとの範囲やさらに細かく日常的に交流のある地縁の範囲がある。行政や福祉関係機関さらには地域住民自身が取り組む福祉活動やサービスが隙間なく行き渡る活動の範囲。

○生活困窮者自立支援法

　生活困窮者が抱える多様で複雑な問題について、その相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、支援の種類や内容等について支援計画を作成し、住居確保、家計相談支援、就労準備支援、子供の学習支援等を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。

○福祉ニーズ

私たちの生活上に起こった問題の解決・軽減において、支援を必要とする様々な生活課題のうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできる生活上の課題。

○福祉教育

　すべての人が、かけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育

○福祉団体

　老人クラブ連合会、身体障害者協議会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉協会、保護司会、更生保護女性の会、遺族連合会、ともしび会(民生児童委員OB会)等。誰もが暮らしやすい福祉の町づくりを目指し、会員相互の連帯、協調を高めながら活動している。社会福祉協議会は事務局として運営に関わり、自立的な活動や組織運営ができるよう支援している。

○生活福祉資金

　厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とした貸付制度。

　・総合支援資金　・福祉資金　・教育支援資金　・不動産担保型生活資金

○支え合いマップ

　小地域においてどんな要援護者がいるのか、その人が安全で心豊かに生活がおくれているか、その人に誰がどのような関わりをもっているのかなどの福祉的な情報を住民同士で話し合いながら、地域における支え合いの実態を地図に載せる作業。福祉の町づくりを進める手段。

○おげんき見守り事業

一人で暮らしている高齢者や障がい者の方が、自宅の電話から毎日発信すると、自動的に社会福祉協議会事務所のパソコンと見守り担当者の携帯電話にメールが届く仕組み。直接お会いしたりお話ししなくても元気なこと・少し調子が悪いことが確認できる。登録すれば遠方にいる家族にも毎日連絡がいき365日安否の確認ができる。連絡がない日は社会福祉協議会の方から安否確認を行う事業。

○福祉人材センター

福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営のため、福祉人材の育成や就業の支援、社会福祉事業経営者からの相談への対応などを行っている。福祉の職場で働きたい方（求職者）に、働く方を求めている事業所（求人者）へのあっせんや、福祉の仕事・資格についての相談を行う機関で、岩手県社会福祉協議会（ふれあいランド岩手内）にセンターを置く。

○地域包括支援センター

[介護保険法](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%B3%95)で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。[保健師](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BF%9D%E5%81%A5%E5%B8%AB)、主任[ケアマネジャー](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%B0%82%E9%96%80%E5%93%A1)、[社会福祉士](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%A3%AB)が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

○暮らしの専門相談所

　矢巾町社会福祉協議会が運営する住民の心配ごとや法律・生活上の諸問題解決のために助言を行う相談所。相談員には民生委員のほか、弁護士・司法書士・消費生活アドバイザー・人権擁護委員など、各種の諸問題に適切な助言ができる相談員を配置している。

○ＪＲＣ

青少年赤十字「Red Cross Youth(RCY)」は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人びととの友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を学校教育の中で展開するため、日本赤十字社が全国の学校で展開する組織。

○日常生活たすけあい隊

　地域の高齢者や障がい者等支援を必要としている人に対し、日常生活の困りごとに対し、地域のボランティアが福祉サービスを提供する町社会福祉協議会と老人クラブによる共同のたすけあい事業。買い物・食事づくり・簡単な掃除・花壇の手入れ・ゴミだし・雪かき・病院の付添など、サービス内容は広範囲であるが地域の判断で行うボランティア組織。

○ＮＰＯ法人

　Non Profit Oganization の略で、「非営利組織」、または「民間非営利組織」と訳される。「民間」とは、政府の支配に属さない組織・団体である事を意味し、「非営利」とは利益を上げる事を目的とせず、利益を上げても活動目的を達成するための費用に充てる事を基本とするもので、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した社会的な活動をするための組織団体。

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業。広域社会福祉協議会に専門員を配置し、各市町村の社会福祉協議会に支援員を置く。市町村社会福祉協議会と支援員により預金の払い戻し、公共料金等の支払いなど日常生活費・預貯金の管理（日常的金銭管理）や 定期的な訪問による生活変化の察知を行う事業。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なため契約行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理するなど本人の保護を図るもの。家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する「法定後見制度」(後見、保佐、補助)と、将来、判断能力が不十分となったときに備える「任意後見制度」がある。令和２年４月盛岡広域成年後見センターが設置され、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町５市町をはじめ、関係機関と連携し、地域連携ネットワークを目指している。

○障がい者相談支援事業所

　障がい者（児）等の福祉に関する諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行う（基本相談支援）。あわせて、サービス等利用計画の作成を通じて、本人の自立生活支援を、地域の様々な資源を活用しながら展開していく（計画相談支援）。平成２９年４月より紫波郡内（矢巾町・紫波町）の総合的な相談窓口として、「紫波地域障がい者基幹相談支援センター」が設置され、専門的な視点において相談対応や郡内の相談事業所への助言、人材育成、研修等を実施し、中核的な役割を担っている。

○コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）

　イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動の進め方で、地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな福祉サービスを開発したり、公的サービスとの関係を調整したりする活動を行う者。

〇生活支援コーディネーター

　高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。地域支え合い推進員とも呼ばれる。